

災害等情報(詳報)

鉱種:石灰石	鉱山の所在地: 山口県					
災害等の種類:坑外	発生日時: 平成30年8月7日(火) 5時50分頃	罹災者数	死	重	軽	計
運搬装置のため(コンベアのため)			—	1	—	1
罹災者(年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、うち担当職経験年数) 25歳、焼成課員、直轄、勤続年数:11ヶ月、担当職経験年数:11ヶ月						
罹災程度:右腕上腕腕骨・橈骨・尺骨骨折(休業見込み:約3ヶ月)						
【概要】						
<p>0時00分頃 作業員A(罹災者)は作業員Bと操作室で、前直作業員との引き継ぎを行ったのち、焼成課設備における操作室での監視業務及び巡視点検業務に従事した。</p> <p>3時00分頃 作業員Aはタンカル設備において、前直作業員から伝達された製品の切替作業を行い、切替作業2時間後にサンプル採取を行うことになっていた。</p> <p>5時30分頃 作業員Aは操作室からサンプル採取のため、タンカル設備へ移動し、サンプル採取を行う前にタンカル設備の巡視を行っていたところ、計量ベルトコンベアのベルト(巾 600mm)の片寄りを発見した。</p> <p>作業員Aはテール部巻き込まれ防止カバーを取り外し、計量ベルトコンベアを動かしたままベルトコンベアテール部で、工具を使って軸受け固定ボルトを緩め、軸受け調整ボルトを回し、ベルトの片寄り調整を開始した。</p> <p>5時50分頃 調整がうまくいかず、ベルトが偏りすぎ、ベルトから原料が帰りベルトに落ちたため、咄嗟にベルトに落ちた原料を右手で払いのけようとした際、誤ってテールプーリーとベルトの間に右腕を挟まれ罹災した。</p> <p>作業員Aは操作室にいた作業員Bに罹災したことを携帯電話で連絡したが、作業員Bは室内の音で話しが聞きとれなかったため、現場に赴いたところ、計量ベルトコンベアから離れたところで、床に倒れている作業員Aを発見した。</p>						
【原因】						
<ol style="list-style-type: none"> 1. ベルト片寄り調整をベルトコンベア運転中に行った。 2. 軸受け調整ボルトを回す際に、工具がベルトコンベアテール部に取り付けられた巻き込まれ防止カバーに当たりボルトを回せないため、巻き込まれ防止カバーを取り外し作業を行った。 3. ベルト調整(片寄り)の作業手順書がなく、OJTのみでベルトコンベアの片寄り調整方法を修得していた。 4. 平成30年6月ベルト交換後、頻繁にベルト片寄り調整作業が行われていた状態を保安統括者等に報告していなかった。 5. ベルトが片寄りしても、ベルト片寄り検知器が作動しなかった。 						

【対策】

1. ベルトコンベアテール部に取り付けられた巻き込まれ防止カバーを改良して、取り外さなくても調整できるようにする。
2. ベルトテール部のピロー型ユニット軸受けをテークアップユニット軸受けに変更し、テールプーリー付近での作業をなくす。
3. ベルト調整(片寄り)の作業手順書を作成する。
4. 報告・連絡・相談の基準を定め、全員に教育を行う。
5. ベルトがローラ・プーリーの外側に外れる前にベルト片寄り検知器が作動するように改良する。

【参考情報等】

- ベルトコンベアテール部などの回転部付近でベルト調整作業などを行う場合は、ベルトコンベアを停止するか、巻き込まれ防止措置を講じましょう。
- ベルトコンベアの回転部周囲に取付けている保安柵をベルトコンベア運転中に取り外すことは危険です。

鉱山保安法令及び関係法令における参考規定は以下のとおりです。

< 鉱山保安法令 >

機械、器具及び工作物の使用(鉱山保安法施行規則第12条)

鉱山労働者が守るべき事項(鉱山保安法施行規則第27条)

共通の技術基準(鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第3条第1項)

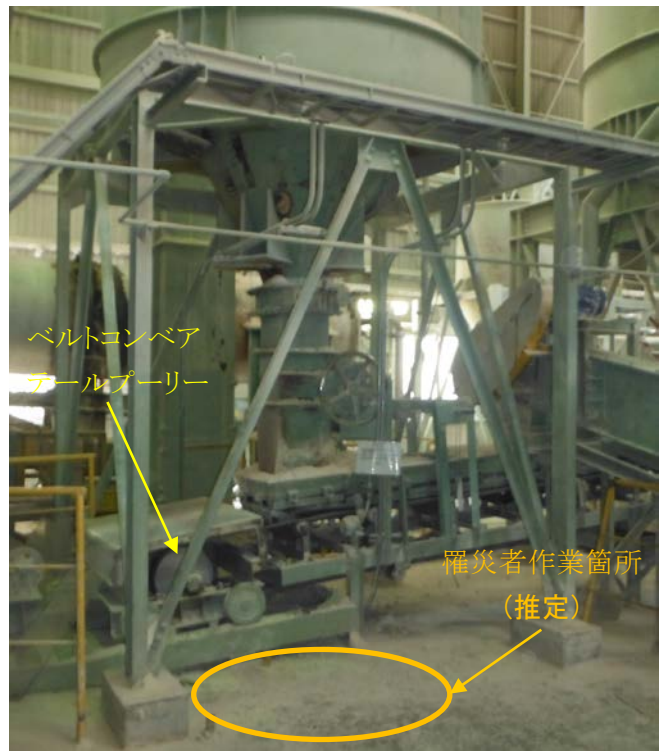
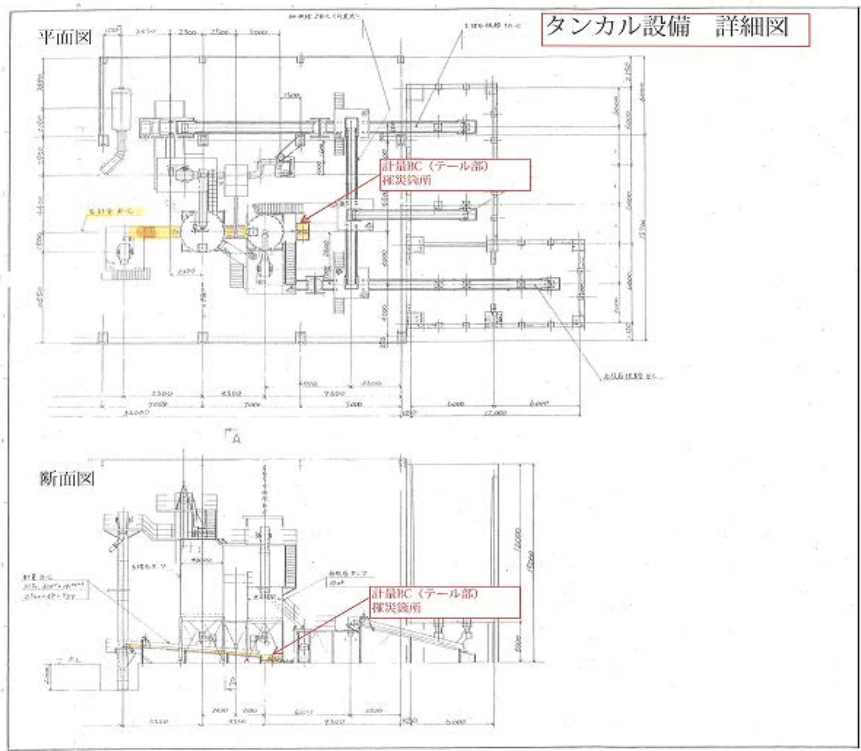
< 労働安全衛生法令 >

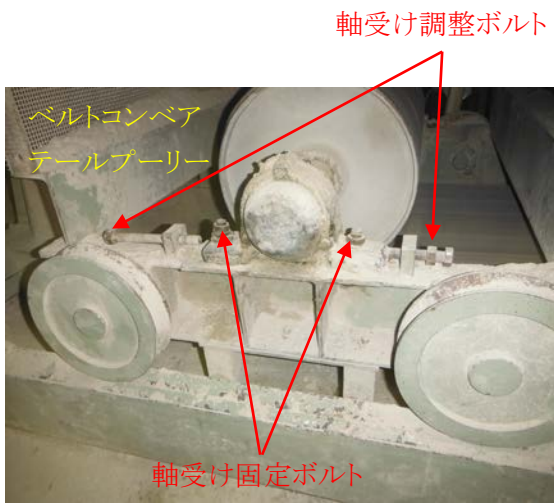
清掃等の場合の運転停止等(労働安全衛生規則第107条第1項)

【お問い合わせ先】

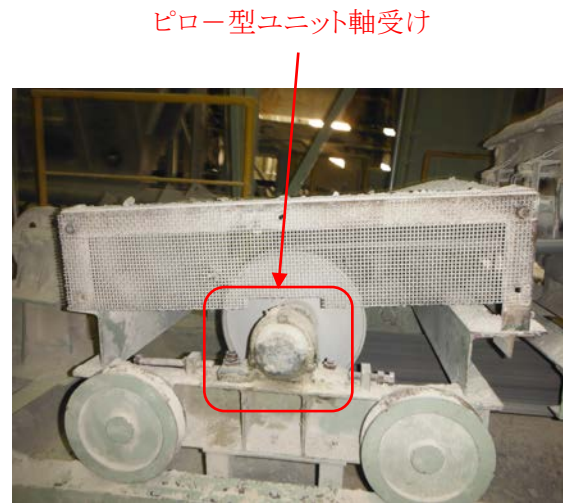
中国四国産業保安監督部 鉱山保安課 岩井、久保

電話番号:082-224-5755





ベルト片寄り調整



ベルト片寄り調整部カバー復元



テークアップユニット軸受け(□)

・ピロー型ユニット軸受けをテークアップユニット軸受けに変更した。